

## 第5 平成23年度 文化財保護行政の方針と重点

### 1 方針

郷土に対する愛着と誇りを培い、うるおいのある県民生活を実現するため、未来へ伝える貴重な文化財の保存・活用に努める。

### 2 重点

#### (1) 文化財の保護・保存

- ア 文化財の調査や記録作成を行い、国・県の文化財指定を進める。
- イ 指定文化財の保存・修理及び防災施設整備等の支援に努める。
- ウ 様々な機会・手段を通じて文化財保護思想の普及・啓発に努める。
- エ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた取組を推進する。

#### (2) 文化財の整備・活用

- ア 史跡等の公有化や整備充実の支援に努める。
- イ 文化財や関連施設をネットワーク化し広域的活用を進めるとともに、情報発信に努める。
- ウ 特別史跡三内丸山遺跡の調査研究活動と多様な活用を推進する。

#### (3) 伝統芸能・技術の継承

- ア 伝統芸能・技術の保存及び後継者の育成支援に努める。
- イ 伝統芸能・技術の発表機会の充実に努める。
- ウ こどもの伝統芸能伝承活動を推進する。

#### (4) 博物館等施設の整備充実

- ア 県立郷土館の展示・教育普及・調査研究活動の充実に努める。
- イ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と収蔵機能の充実に努める。